

暴風警報・特別警報等発表時の臨時休校について

定時制では、「特別警報」「暴風警報」「避難勧告・避難指示」のいずれかが発表された場合の登下校について、以下のように対応します。

京都府南部地域において

- | | |
|---|----------|
| <ul style="list-style-type: none">○南丹・京丹波（なんたん・きょうたんば）○京都・亀岡（きょうと・かめおか）○山城中部（やましろちゅうぶ）○山城南部（やましろなんぶ） | のいずれかの地域 |
|---|----------|

- 1 午後4時現在、「**特別警報**」または「**暴風警報**」が発表されている場合は臨時休業（自宅学習）とする。
- 2 「**特別警報**」が解除された後、午後4時現在、「**暴風警報**」、「**大雨警報**」、「**洪水警報**」、「**暴風雪警報**」、「**大雪警報**」のいずれかが引き続き発表されている場合は臨時休業（自宅学習）とする。
- 3 **避難勧告・避難指示が発令された場合**は、避難を優先し、登校しないものとする。

三修制の生徒へ

- 4 三修制の授業（T1・T2）については、午後2時現在に「**特別警報**」または「**暴風警報**」が発表されている場合は三修制の授業（T1・T2）の授業は休講とします。

○注意事項

- (1) 特別警報が発表されていないときは、大雨警報、洪水警報などの警報では臨時休業となりません。
- (2) 公共交通機関が不通になった場合などで登校できないときは、学校に電話連絡してください。
- (3) 午後4時以降に新たに「特別警報」「暴風警報」が発表された場合には、鳥羽高校定時制WEBページ (<http://www.kyoto-be.ne.jp/toba-hs-tei/mobile.html>) に、臨時休業等の情報をお知らせします。
- (4) 登校後、京都府南部地域に「特別警報」「暴風警報」が発表された場合、または発表が予想される場合は、校長の判断により下校指導等を行うことがあります。
- (5) 臨時休業となった場合の給食券の取扱いについては後日連絡します。
- (6) 臨時休業した場合には、回復措置（後日授業日を設定）をとります。